

名古屋外国語大学大学院私費外国人留学生奨学金規程

第1条 名古屋外国語大学大学院（以下「本大学院」という。）の私費外国人留学生奨学金に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程において、私費外国人留学生とは、本大学院の正規の課程に入学し、出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を有する者（以下「留学生」という。）をいう。

第3条 奨学金の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 留学生一般給付奨学金 人物、学業ともに特に優れ、かつ健康な留学生に給付する奨学金
- 二 留学生特別給付奨学金 人物、学業ともに優秀かつ健康で、博士後期課程に在学し、特に秀でた学業成果が期待される留学生に給付する特別奨学金

2 留学生一般給付奨学金及び留学生特別給付奨学金の学業成績基準は原則として本学のGPA2.8以上とする。ただし、第1学年1期の奨学金に申請する際にはこの学業成績基準を求めないが、入学前に在籍していた教育機関の成績等を考慮することがある。

第4条 各種別の奨学金の額及び採用数は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内において、学期ごとに採用者を決定するものとする。ただし、前期課程及び後期課程の第1学年1期の奨学金の額は、授業料及び教育充実費に入学金も加えて算出する（入学金免除の場合を除く。）。

種別	奨学金の金額	採用人員
留学生一般給付奨学金	授業料及び教育充実費の合計の1/2の額 ただし、授業料免除を受けている場合の授業料の額は、免除後の額で算出する。	若干名
留学生特別給付奨学金	授業料及び教育充実費の合計額 ただし、授業料免除を受けている場合の授業料の額は、免除後の額で算出する。	若干名

第5条 奨学金の給付期間は、各学期とし、学期ごとに引き続いて奨学金の申請をすることができる。ただし、採用は、留学生一般給付奨学金にあつては、前期課程在学期間中は2回、後期課程在学期間中は4回に限るものとし、留学生特別給付奨学金にあつては、後期課程在学期間中は6回に限るものとする。

第6条 奨学金の申請期日は、次のとおりとする。

- 一 各学年の1期 毎年4月末日
- 二 各学年の2期 毎年10月末日

第7条 奨学金を受けようとする留学生は、次に掲げる書類を、国際交流部に提出しなければならない。

- 一 奨学金願書
- 二 指導教授の推薦書（前期課程及び後期課程の第1学年1期において指導教授が決定していない場合を除く。）
- 三 成績証明書（前期課程及び後期課程の第1学年1期においては、最終大学又は大学院の成績証明書）
- 四 留学生特別給付奨学金を受けようとする留学生は、名古屋外国語大学大学院奨学金規程に定められた書類を大学院事務室へ提出しなければならない。

第8条 奨学生の選考及び採用決定は、選考基準に基づき、大学院奨学金選考委員会の議を経て学長が決定する。

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成29年2月13日から施行し、平成29年度の在學生から適用する。（第3～5条、第8～9条）

附則 この改正は、2024年7月8日から一部改正施行し、2025年度の在學生から適用する。